

○総合事業で利用できるサービス

(1) 介護予防・生活支援サービス事業



体も心もいきいき健康!!

対象者 ①介護保険の要支援1・2の認定を受けた方
②基本チェックリストにより「事業対象者」となった方

名称	内容
訪問型サービス	〈訪問介護・訪問型サービスA〉 ご本人の体調や生活の状況をもとに必要なサービス内容を考え、調理や掃除などをいっしょに行い、ご自身のできるようになるような支援を行います。
通所型サービス	〈通所介護・通所型サービス〉 デイサービスセンターで、生活機能維持向上のため、体操や筋力トレーニングなどを行います。
	〈通所型サービスC（短期集中予防サービス）〉 3ヵ月～6ヵ月の短期間に理学療法士や管理栄養士などによる相談、実践を行います。

※介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスがご利用いただけます。



(2) 一般介護予防事業



介護予防教室の様子

対象者 ①第1号被保険者の全ての方
②その支援のための活動に関わる方

名称	場所	内容
介護予防教室	平井生涯青春ふれあい総合福祉センター	健康状態と密接な関係がある生活リズムや食生活、体の動かし方などについて、一人ひとりが自分の問題として学べるように、保健師、運動指導士の講師により健康教育を実施します。 (詳しくは11ページをご覧ください)
	大久野老人福祉センター	
てんこつ予防体操教室	大久野健康いきいきセンター	転倒、骨折の予防としてストレッチやリズム体操など1回1時間程度、インストラクターの指導により実施します。 (詳しくは11ページをご覧ください)
介護予防まるごと講座	日の出ヶ丘病院	介護予防について、それぞれの分野で講師を招き講演、体操などを学び、介護予防についての知識と興味を養っていただけるよう実施します。 (平成29年7月～12月実施予定)

※「からころいきいき体操」についても健康づくり推進員、自主グループのみなさんを中心に各地域で実施されています。

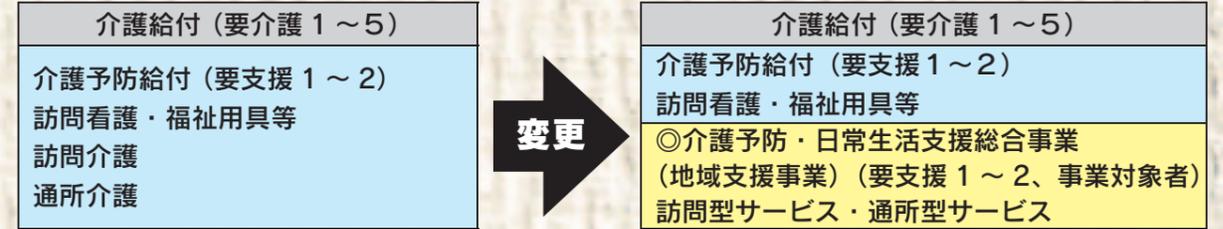
総合事業を利用して住み慣れた地域でいつまでもお元気で!!



問 いきいき健康課 介護保険係 内線 385

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

平成29年4月から介護予防サービスの訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）が介護予防給付から地域支援事業に移行されます。また、これまでの要介護認定に加えて、簡便にサービス提供に繋がれるようチェックリスト（25問）で判定をおこない、支援が必要と判断された方を「事業対象者」としてサービス利用ができるしくみが新たに加わりました。



サービス利用のながれ

